



議会のしおり



長野県 飯島町議会
(令和5年4月改訂)

議会のしおり目次

町議会の役割

- 1 町政と町議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

町議会のしくみ

- 1 町議会議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 議長と副議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 議会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

町議会の運営と仕事

- 1 議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 会期と議事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 町議会が議決する主な仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

町民のみなさんと町議会

- 1 請願と陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 請願書を作成する際の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 議会の傍聴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 議会だよりの発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 議会関係のホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 議事録の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

町議会の役割

1 町政と町議会

飯島町の町民が快適で安全安心して暮らせることができる住みよいまちにしていくために、役場は、まちづくり、子育て支援、福祉や環境、教育、道路整備、飲料水の供給、下水道の整備など、町民の生活と深くかかわる仕事を行っています。

これらの身近な町の仕事については町民がみんな考えて、自分たちで処理すべきものですが、現実問題としてあらゆる方面にわたる事がらを町民全部で行っていくことは困難です。そこで、町民の代表である議員や町長を選挙によって選び、これらの代表者に町行政の運営を任せることになっています。

町議会議員は、町議会を構成し町の予算や条例などを審議し決定したり、町政が適正に行われているかを確認したりする役割をもっています。また、町長は、町議会で決定した予算や条例により、町政をすすめていく役割をもっています。このような役割分担から、町議会は意思決定機関あるいは議決機関、一方、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを執行機関と呼んでいます。

町議会と町長などの執行機関は、みなさんの信任を基盤とし対等な立場に立ち、お互いにけん制し、車の両輪のように均衡と調和を保ち、よりよい町政の推進を行っています。

町議会のしくみ

1 町議会議員

飯島町の議員の定数は12人で、町の条例によって決められています。

2 議長・副議長

議長と副議長は、議会において議員の中から選挙で選ばれています。議長は議会を代表するとともに、議事を整理し議会の事務を処理する権限をもっています。副議長は、議長が事故などで不在のとき、また欠けたときに議長の代わりを務めます。

なお、議長及び副議長の任期は、議員の任期となっていますが、町議会では申し合わせにより2年ごとに改選することとなっています。

3 議会事務局

議会運営を円滑に行うために議会事務局を設置しています。本会議・委員会の事務や会議録、その他議会運営に関わる事務を行っています。

町議会の運営と仕事

1 議会

町議会には、毎年3月、6月、9月、12月に開く定例会と、必要に応じて開く臨時会があります。

2 会期と議事

開会から閉会までの期間を「会期」といいます。

会期中の議事は、おおよそ次のような順序で進められます。

招 集

議会運営委員会	事前に議会運営委員会を開催し、会議を円滑に進めるために、会期、審議方法などを決めます。
----------------	---

本 会 議	開 会 ↓ 会 期 決 定 ↓ 議 案 上 程 ↓ 提 案 説 明 ↓ 議 案 質 疑 ↓ 委 員 会 付 託	議 案 議 案 質 疑 委 員 会 付 託	<p>議会の議決を要する案件で、町長から提出されるものと、議員から提出されるものがあります。</p> <p>議案について、不明確な点、疑問点を町長に問いただすことをいいます。</p> <p>議案などをより慎重に専門的、能率的に審議するため、それぞれ所管する委員会に付託します。</p>
-------------	--	--	--

* 即決される議案については、委員会に付託することを省略して本会議で全体審議をして採決を行います。

委員会付託

委員会審査

各議員が所属する委員会で付託された議案について審査し、委員会として意思決定することをいいます。

本 会 議	委 員 長 報 告 ↓ 討 論 ↓ 採 決 ↓ 閉 会	委 員 長 報 告 討 論 採 決	<p>委員長が委員会の審査や調査の経過と結果について本会議で報告することをいいます。</p> <p>議案などについて、賛成・反対の意見を述べることをいいます。</p> <p>議案などについて賛否の意思を明らかにすることをいいます。</p>
-------------	--	--	---

3 会議

議会は議決機関で、活動の中心は会議です。議会では、さまざまな会議を開きますが、そのうち特に重要な会議は、本会議と委員会です。

(1) 本会議

本会議は議案などを審査し、議会の最終的な意思を決める会議です。

提出された議案について町長などが説明し、議員から質疑や討論が行われた後、採決をします。また、町政に対する町長などの執行機関に対し一般質問が行われます。

※ 「一般質問」・・・議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるもの。

(2) 委員会

委員会には、常時設置されている常任委員会と、必要に応じて設置される特別委員会の2種類があります。この他に条例により議会運営委員会を置いています。

① 常任委員会

議案に対する最終決定となる採決は、本会議で行われますが、議案や請願・陳情の審査についてはその数も多く、内容がいろいろな分野にわたり複雑になるため、この審査を行うには、全員で行うよりもいくつかの部門に分けて詳しく審査したほうが効果的です。そのために各部門別に委員会が設けられています。

委員会名称	定数	所管事項
総務産業委員会	6人	総務課、企画政策課、産業振興課、建設水道課、地域創造課、会計、選挙管理委員会、監査委員、議会事務局及び農業委員会に関する事項並びに他の委員会に属さない事項
社会文教委員会	6人	住民税務課、健康福祉課、教育委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項
議会広報委員会	6人	議会広報発行のための調査、編集及び議会ホームページの管理運営に関する事項

② 議会運営委員会

円滑な議会運営を行うために議会運営委員会が設置されています。

委員会名称	定数	所管事項
議会運営委員会	5人	(1) 議会運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項

③ 特別委員会

特定事件を審査するために特別委員会を設置することができます。例えば、予算、決算の審査のために、議会の議決を経て設置します。

※飯島町議会では平成29年9月定例会から令和4年9月定例会まで、予算特別委員会（議長を除く11人の委員で構成）、決算特別委員会（議長および議会選出監査委員を除く10名の委員で構成）を設置していましたが、現在は設置していません。

(3) その他の会議

本会議と委員会の他にも、議会全員協議会等さまざまな会議を開催します。これらは、町政の問題等について検討するための重要な会議です。議案の審査は行いませんが、町長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べたりします。



4 町議会が議決する主な仕事

(1) 地方公共団体の議会が議決する事件

- ① 条例の制定、改正・廃止をすること。
- ② 予算を定めること。
- ③ 決算を認定すること。
- ④ 地方税の賦課徴収、分担金・使用料・加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- ⑤ 条例で定める重要な契約を結ぶこと。
- ⑥ 財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡したり、若しくは貸し付けたりすること。
- ⑦ 財産を信託すること。
- ⑧ 条例で定める重要な財産の取得又は処分をすること。
- ⑨ 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- ⑩ 権利を放棄すること。(主として債権の放棄又は物権の放棄)
- ⑪ 条例で定める重要な公の施設の長期かつ独占的な利用をさせること。
- ⑫ 地方公共団体が、当事者である審査請求、不服申し立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停、仲裁に関すること。
- ⑬ 損害賠償の額を定めること。
- ⑭ 公共団体等の活動の総合調整に関すること。
- ⑮ その他、法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項

(2) 上記のほか、条例で定める事項

(3) 町政へのチェック

町政が正しく運営しているかどうかをチェックすることも町議会の大切な仕事です。

そのため普段の議会活動の中で町の仕事の状況を聞いたり、問題点を指摘したりしています。本会議で一般質問を行って町政をただすのも、その方法のひとつです。

その他、町の事務について調査することができますが、この場合は、重要な事があるもので議決しなければ行うことができません。(調査権：地方自治法第100条)

(4) 意見書、要望書の提出

町民生活に重要な事があるであっても、それが国や県の仕事であって町の力だけでは解決できないこともあります。

このようなときには、町議会から関係機関に対して意見書や要望書を提出して積極的な解決を求めます。(意見書提出権：地方自治法第99条)

(5) 議案の提出

地方自治法第 112 条で定められている権限。住民に直接影響する政策的なものや議員報酬や議会運営など制度上のものがあり、議員定数の 12 分の 1 人以上の賛成があれば提出できる。(提案権)

町民の皆さんと町議会

1 請願と陳情

町民が直接町政などに関して、自分で町議会に要望できる制度があります。これを請願あるいは陳情と言います。議会に対して請願しようとする者は、議員の紹介によらなければなりません。陳情は、実質的には請願と同様ですが、請願のように法律上の整備がされていません。議会に対する陳情で請願と最も違う点は、議員の紹介を必要としないことです。

請願・陳情はだれでも提出することができ、提出された請願は所管常任委員会で審査され、本会議で最終的に採決が行われます。陳情は請願同様に処理され、その結果を請願・陳情の代表者に通知しています。請願・陳情が採択されると町長に結果を通知し、関係機関に意見書を提出したりしています。

請願・陳情は採択されれば、すぐその要望事項が実施されるとは限りませんが、町民の要望を町政に反映させるための有効な手段と言えます。

2 請願書を作成する際の留意事項

- (1) 請願書は文書で提出してください。
- (2) 件名・要旨・理由を書いてください。
 - ① 内容は、なるべく町の仕事に関するものか、意見書などの内容となる地域の公益に関するものにしてください。
 - ② 要旨は、重要な部分なので、文章は理解しやすく平易なもので、その内容は、希望する理由や説明をはっきり書いてください。2つ以上の理由や説明がある場合は、なるべく1. 2. のように箇条書きにしてください。
- (3) 施設の建設や、交通規制など、場所に関する請願には、案内図、略図などの参考資料を添付してください。
- (4) 提出年月日、請願者の住所・氏名を記載のうえ、押印してください。
 - ① 住所、氏名は審査結果を通知するのにも必要ですから郵便番号、電話番号も忘れずに書いてください。法人など団体の場合は、名称、事務所の所在地以外に、代表者の住所・氏名・押印が必要です。
 - ② 請願者が多いときは、請願書の末尾に署名名簿を添え、表紙には代表者だけを記載し、ほか〇名としてください。
- (5) 請願者には、その表紙に紹介議員 1 人以上の署名又は、記名捺印が必要です。
- (6) 請願書の提出は、なるべく町議会に直接持参されるか、又は、紹介議員を通じて提出してください。
- (7) 請願書はいつでも受理しています。定例会の議会運営委員会の開かれる日の 2 日前までに提出していただくと、直後の定例会で審査されます。

3 議会の傍聴

本会議は公開されていて、どなたでも傍聴することができます。傍聴は町議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴にお出かけください。

本会議上の傍聴は、一般席36席、車椅子席4席あります。団体に傍聴を希望される方は、役場2階の議会事務局までお越しいただくか、電話でご連絡ください。

委員会を傍聴するときは委員会の許可が必要です。傍聴をする際は、飲食や拍手の禁止など、守っていただく事項がありますので、傍聴規則をよく読んで、決まりを守るようお願いいたします。



特にお願したい事項

*携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてください。

*写真撮影については議長の許可が必要です。前もって議会事務局に連絡してください。

4 議会だよりの発行

飯島町議会では、議会活動の内容をお知らせするとともに、町政を身近なものとして関心を持っていただく目的で、年4回「いいじままち 議会だより」を発行しています。

この中には、議員の一般質問の要旨と町長の答弁要旨が掲載されていますので町の考え方などを知ることができます。

5 議会関係のホームページ

議会では、飯島町のホームページの中に議会関係のホームページを開設してあります。(令和2年9月定例会より動画の配信も行っており、議会ホームページで見ることができます。)

6 議事録の閲覧

定例会本会議及び臨時議会本会議の議事録を、役場議会事務局又は飯島町図書館で閲覧することが出来ます。閲覧は無料ですがコピー等が必要な場合は料金が必要となります。また、直近の議事録はホームページに掲載してあります。



飯島町議会事務局

住 所	〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地
電話番号	0 2 6 5 - 8 6 - 3 1 1 1 (内線 230、231)
F A X	0 2 6 5 - 8 6 - 4 3 9 5
E-mail	iiijima-gikai@cek.ne.jp